札子企第 177-3 号
令和 5 年（2023 年）5 月 1 日

放課後児童クラブ運営事業者　各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症感染症法上の位置づけの変更に伴う
児童会館利用停止等の基準の廃止について

日ごろより、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）の運営に対し、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、本年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症に変更されることとなりました。

これまで児童会館等においては、新型コロナウイルス感染症の対策として利用停止基準を定めておりましたが、５類感染症への移行に伴い、利用停止基準を廃止することとしましたので、貴団体におかれましても、これを踏まえご判断いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、今後、基本的な感染対策を一律に求めることはしませんが、手洗いや換気等については引き続き有効とされていますので、必要性や合理性を考慮し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課
電話 011-211-2989